

2025年3月19日(水)

# 小栗キャップの News Letter

#### 税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

 $\mathsf{TEL} \, : \, \mathsf{058}\text{--}\mathsf{264}\text{--}\mathsf{8858} \quad \mathsf{FAX} \, : \, \mathsf{058}\text{--}\mathsf{264}\text{--}\mathsf{8708}$ 

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

# 評価乖離率による評価の効果

### 2025年からのマンション評価方式

マンションの財産評価は、建物(固定資産税評価額)と土地(路線価評価額)の合計とされていますが、2025年からは、この建物と土地の評価額に補正率を乗ずることとされています。

補正率は、評価乖離率(E)の値で異なり、 次のように定められています。

- ① Eが1/0.6 超 (×E×0.6)
- ② Eが1以上1/0.6以下(×1補正なし)
- ③ Eが1未満 (×E)

評価乖離率(E)は、

 $\int E = A + B + C + D + 3.220$ 

の算式で求めるものとされています。そして、各ABCDは次の内容とされています。

- A = 築年数× $\triangle 0.033$
- B=総階数÷33×0.239 (33 階が限度)
- C=対象物件の所在階×0.018
- D=敷地持分狭小度×△1.195

敷地持分狭小度は、<敷地の持分面積÷ 床面積>で求めます。

ABCDの合計値がゼロでも、Eには 3.22という絶対値が加算要素に設置されて いるので、①に該当し、従来評価額の(3.22 ×0.6)倍の評価修正となります。

## 評価乖離率 (E) の各計算要素

Aは、マイナス要素となる項目で、築 100

年のマンションは $\triangle$ 3.3 なので、絶対値 3.22 を超えてEをマイナス値に誘導します。

Bは、高層マンションほど評価を高く修正するという項目ですが、33階以上のものは33階として計算する限度設定が設けられています。33階以上のマンションは一律0.239の値となります。

Cも、高層階ほど高い修正評価とする項目で、これには限度設定がなく、100階の高層マンションの最上階の部屋は1.8の値となります。

Dは、マイナス要素となる項目であるが、 容積率の逆数に近い敷地持分狭小度を基準 にしているので、高層マンションのように 容積率が異常に高いと敷地持分狭小度は異 常に小さくなり、マイナス効果が縮減する ようになっています。

#### 評価結果の傾向

低層の築古で、総床面積に近い敷地面積を持つマンションでは、BC値が小さく、ADのマイナス値が大きくなるので、評価乖離率が1よりも小さくなり、従来の評価額よりも低額になることがあります。逆のケースでは、何倍もの評価になってしまいます。

5の逆数は5分の1。容積率が500%だと敷地持分狭小度は5分の1に近くなる。それで、新築100階建ての100階だと補正率は3倍以上。

